

個人情報に関する取扱要領

(基本的事項)

第1条 受注者は、本業務の実施に当たって取り扱うこととなる個人情報については、個人の権利利益を保護するため、適正に取り扱わなければならない。

(用語の定義)

第2条 本特記事項において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報（死亡した個人に関する情報であっても、その情報が同時に遺族等の生存する個人に関する情報である場合も含む。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）のうち、本業務の実施に当たって取り扱うこととなるものをいう。

2 本特記事項において「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

3 本特記事項において「媒体」とは、書面、端末機器、サーバーに内蔵されているものその他個人情報が記録されている全てのものをいう。

(取得及び貸与)

第3条 受注者は、本業務を実施するために、取得する個人情報については、本業務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により取得しなければならない。

2 受注者は、本業務の実施に当たって、本人から個人情報を取得するときは、取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

3 監督職員は、保有する個人情報のうち、本業務を実施するために必要な個人情報については、受注者に貸与するものとする。

(秘密保持等)

第4条 受注者は、前条により取得した個人情報及び監督職員から貸与を受けた個人情報（以下「取得個人情報等」という。）を秘密に保持し、監督職員の指示又は承諾がある場合を除き、本人又は第三者に提供又は開示してはならない。契約が終了（解除の場合を含む。）した後においても同様とする。

(目的外使用の禁止)

第5条 受注者は、取得個人情報等を本業務の実施上の目的以外のいかなる目的にも使用してはならない。契約が終了（解除の場合を含む。）した後においても同様とする。

(複製等の禁止)

第6条 受注者は、取得個人情報等の複製、送信、外部への送付又は持ち出しを行ってはならない。

2 前項の規定は、本業務の実施に必要な最小限の範囲で、監督職員の指示又は承諾がある場合はこの限りではない。

(管理体制等)

第7条 受注者は、取得個人情報等の漏えい、滅失又はき損の防止その他適切な管理のため、アクセス制限の設定、取得個人情報等が記録されている媒体へのアクセス記録簿の作成による管理、その他必要な措置を講ずるものとする。

- 2 受注者は、本業務の実施に関する取得個人情報等の取扱いについて、適切な管理を行う能力を有すると認められる管理責任者を定めるとともに、本業務に従事する者に対し、取得個人情報等の取扱いに関して必要な事項を周知しなければならない。
- 3 受注者は、契約締結の日から14日以内に、本業務の実施に関する取得個人情報等の取扱いについて、前項に規定する管理責任者、管理体制、管理状況の確認体制、取得個人情報等が記録された媒体の保有期間及び消去又は廃棄の方法について、様式により個人情報に関する管理体制報告書を作成し、主任監督員に提出しなければならない。
- 4 監督職員は、前項の管理体制報告書が取得個人情報等の適切な管理のために不十分であると認めるときは、受注者に対し、その改善を求めることができる。
- 5 監督職員は、受注者の取得個人情報等の管理状況について、必要に応じて報告を求め、又は履行期間内に1回以上の検査により確認を行う。検査の方法、日時及び場所については、監督職員が別途指示する。

(返還及び廃棄)

第8条 受注者は、本業務の実施のために監督職員から貸与された個人情報が記録された媒体を、本業務完了後直ちに返還するものとする。

- 2 受注者は、本業務実施のために取得又は作成した個人情報については、前条第3項の規定に基づいた管理体制報告書に記載された保有期間経過後直ちに、復元又は判読が不可能な方法により、責任をもって消去し、又は当該個人情報が記録された媒体を廃棄するものとする。

(再委託等の条件)

第9条 受注者は、本業務を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、本特記事項と同様に個人情報の適切な管理を行う能力を有する者を選定するとともに、再委託先における個人情報の適正な取扱いを確保させなければならない。

- 2 本業務を第三者に委任し、又は請け負わせる場合においても、請負者は本特記事項に基づく義務を免れるものではない。
- 3 受注者は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記するものとする。

(漏えい等の事案の発生時における対応)

第10条 受注者は、取得個人情報等の漏えい、滅失又はき損等の事案が発生したときは、速やかに監督職員に報告し、指示を受けなければならない。契約が終了（解除の場合を含む。）した後においても同様とする。

(違反措置)

第11条 受注者が本取扱要領に基づく義務を違反した場合、契約解除、損害賠償責任等の措置を講ずることがある。